

令和6年2月27日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和6年3月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第17号	一宮市部等の設置に関する条例の一部改正について ……………	1頁
議案第18号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について ……………	3頁
議案第19号	一宮市職員定数条例の一部改正について ……………	5頁
議案第20号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につい て ……………	7頁
議案第21号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に ついて ……………	10頁
議案第22号	一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ……………	12頁
議案第23号	特別職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	18頁
議案第24号	一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部 改正について ……………	20頁
議案第25号	一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	24頁
議案第26号	一宮市手数料条例の一部改正について ……………	28頁
議案第27号	一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例の一部改正について ……………	36頁
議案第28号	一宮市保育所条例の一部改正について ……………	39頁
議案第29号	一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部改正について ……………	42頁
議案第30号	一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に ついて ……………	45頁
議案第31号	一宮市国民健康保険税条例の一部改正について ……………	47頁
議案第32号	一宮市介護保険条例の一部改正について ……………	59頁
議案第33号	一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準 等を定める条例の一部改正について ……………	67頁

議案第34号	一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について	72頁
議案第35号	展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正について	77頁
議案第36号	一宮市水道事業給水条例の一部改正について	79頁
議案第37号	新保健所建設工事(週休2日)の請負契約の締結について	81頁
議案第38号	新保健所建設電気設備工事(週休2日)の請負契約の締結について	82頁
議案第39号	新保健所建設空調設備工事(週休2日)の請負契約の締結について	83頁
議案第40号	新保健所建設衛生設備工事(週休2日)の請負契約の締結について	84頁
議案第41号	和解及び損害賠償の額の決定について	85頁
議案第42号	包括外部監査契約の締結について	86頁
議案第43号	市道路線の認定について	87頁
議案第44号	損害賠償の額の決定について	94頁
承認第1号	専決処分の承認について	95頁
報告第1号	専決処分の報告について	112頁
報告第2号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	114頁
報告第3号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	119頁
報告第4号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	130頁

一宮市部等の設置に関する条例の一部改正について

一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

デジタルを活用した地方創生推進に関することを総合政策部の事務分掌とするため、本案を提出する。

一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例

一宮市部等の設置に関する条例(昭和45年一宮市条例第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(事務分掌) 第2条 総合政策部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5)～(7) 略 2 総務部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>情報化の推進</u> に関すること。 (5)～(8) 略 3～12 略	(事務分掌) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>デジタルを活用した地方創生推進</u> に関すること。 (6)～(8) 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) <u>情報システム</u> に関すること。 (5)～(8) 略 3～12 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用に関する条例(平成27年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報及び当該事務を処理するために必要不可欠な特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>4 略</p>	<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同号に規定する利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>4 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

一宮市職員定数条例の一部改正について

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

診療局医師の体制充実などに伴い、病院事業部職員の定数を増員するため、本案を提出する。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の職員においてこれを兼ねることができる。 【別記 参照】 2 略	(職員の定数) 第2条 略 【別記 参照】 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略	
病院事業部の職員	<u>1,251人</u>
略	
合計	<u>4,144人</u>

改正案

略	
病院事業部の職員	<u>1,261人</u>
略	
合計	<u>4,154人</u>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年一宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該

賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬月額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議員報酬の額) 第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>639,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>587,000円</u> (3) 議員 月額 <u>545,000円</u>	(議員報酬の額) 第1条 略 (1) 議長 月額 <u>648,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>596,000円</u> (3) 議員 月額 <u>553,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

市議会議員の議員報酬及び特別職員の給料改定に合わせ、非常勤特別職に係る報酬の額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第1条関係) 【別記 参照】	別表第1(第1条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

番号	区分	報酬の額(円)	
1	教育委員会委員	月額 <u>51,200</u>	
2	選挙管理委員会	委員長	月額 <u>36,600</u>
		委員	月額 <u>31,400</u>
		補充員	日額 <u>7,400</u>
3	監査委員	代表監査委員	月額 <u>156,700</u>
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 <u>125,300</u>
		議会議員のうちから選任された者	月額 <u>34,400</u>
4	公平委員会	委員長	月額 <u>18,800</u>
		委員	月額 <u>16,700</u>
5	農業委員会	会長	基本報酬 月額 <u>33,200</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長	基本報酬 月額 <u>29,500</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		委員	基本報酬 月額 <u>27,600</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 <u>27,600</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
6	固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>7,800</u>	

7	国民健康保険運営協議会委員	日額	<u>7,400</u>
8	総合計画審議会委員	日額	<u>7,400</u>
9	自転車等駐車対策協議会委員	日額	<u>7,400</u>
10	特別職報酬等審議会委員	日額	<u>7,400</u>
11	退職手当審査会委員	日額	<u>7,400</u>
12	行政改革推進委員会委員	日額	<u>7,400</u>
13	行政不服審査会委員	日額	<u>7,400</u>
14	個人情報保護審議会委員	日額	<u>7,400</u>
15	情報公開審査会委員	日額	<u>7,400</u>
16	防災会議委員その他の構成員	日額	<u>7,400</u>
17	国民保護協議会委員その他の構成員	日額	<u>7,400</u>
18	感染症診査協議会委員	日額	<u>15,500</u>
略			
20	環境審議会委員	日額	<u>7,400</u>
21	廃棄物減量等推進審議会委員	日額	<u>7,400</u>
22	産業廃棄物処理施設設置調整委員会委員	日額	<u>17,000</u>
23	障害者自立支援審査会委員	日額	<u>23,400</u>
24	介護認定審査会委員	日額	<u>23,400</u>
25	子ども・子育て審議会委員	日額	<u>7,400</u>
26	社会福祉施設等嘱託医	月額	<u>77,500</u> 以内
27	社会福祉審議会委員	日額	<u>23,400</u> 以内
28	民生委員推薦会委員	日額	<u>7,400</u>
29	都市計画審議会委員	日額	<u>7,800</u>
30	景観審議会委員	日額	<u>7,400</u>
31	土地区画整理審議会委員	日額	<u>7,400</u>
32	土地区画整理評価員	日額	<u>7,400</u>
33	住居表示審議会委員	日額	<u>7,400</u>
34	建築審査会	会長	日額 <u>16,700</u>
		委員	日額 <u>14,700</u>
35	開発審査会	会長	日額 <u>16,700</u>
		委員	日額 <u>14,700</u>
36	空家等対策協議会委員	日額	<u>7,400</u>
37	水道料金等審議会委員	日額	<u>7,400</u>
38	上下水道事業審議会委員	日額	<u>7,400</u>
39	市民病院地域医療支援委員会委員	日額	<u>7,400</u>
40	学校運営協議会委員	年額	<u>12,500</u>
41	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	<u>13,000</u>
42	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額	<u>15,000</u>

43	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 <u>15,000</u>
44	生涯学習推進会議委員	日額 <u>7,400</u>
45	社会教育委員	年額 <u>35,600</u>
46	公民館運営審議会委員	日額 <u>7,400</u>
47	スポーツ推進委員	年額 <u>36,600</u>
48	文化財保護審議会委員	年額 <u>33,400</u>
49	博物館運営協議会委員	日額 <u>7,400</u>
50	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 <u>7,400</u>
51	図書館協議会委員	日額 <u>7,400</u>
52	選挙長及び開票管理者	日額 <u>12,600</u> 以内
53	投票管理者	日額 <u>14,700</u> 以内
54	投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>11,500</u> 以内
略		

改正案

番号	区分	報酬の額(円)	
1	教育委員会委員	月額 <u>52,000</u>	
2	選挙管理委員会	委員長	月額 <u>37,100</u>
		委員	月額 <u>31,800</u>
		補充員	日額 <u>7,500</u>
3	監査委員	代表監査委員	月額 <u>159,100</u>
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 <u>127,200</u>
		議会議員のうちから選任された者	月額 <u>34,900</u>
4	公平委員会	委員長	月額 <u>19,000</u>
		委員	月額 <u>16,900</u>
5	農業委員会	会長	基本報酬 月額 <u>33,700</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長	基本報酬 月額 <u>29,900</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		委員	基本報酬 月額 <u>28,000</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 <u>28,000</u>

			能率報酬 年額 557,334 円以内で市長が別に定める 額
6	固定資産評価審査委員会委員		日額 <u>7,900</u>
7	国民健康保険運営協議会委員		日額 <u>7,500</u>
8	総合計画審議会委員		日額 <u>7,500</u>
9	自転車等駐車対策協議会委員		日額 <u>7,500</u>
10	特別職報酬等審議会委員		日額 <u>7,500</u>
11	退職手当審査会委員		日額 <u>7,500</u>
12	行政改革推進委員会委員		日額 <u>7,500</u>
13	行政不服審査会委員		日額 <u>7,500</u>
14	個人情報保護審議会委員		日額 <u>7,500</u>
15	情報公開審査会委員		日額 <u>7,500</u>
16	防災会議委員その他の構成員		日額 <u>7,500</u>
17	国民保護協議会委員その他の構成員		日額 <u>7,500</u>
18	感染症診査協議会委員		日額 <u>15,600</u>
略			
20	環境審議会委員		日額 <u>7,500</u>
21	廃棄物減量等推進審議会委員		日額 <u>7,500</u>
22	産業廃棄物処理施設設置調整委員会委員		日額 <u>17,100</u>
23	障害者自立支援審査会委員		日額 <u>23,700</u>
24	介護認定審査会委員		日額 <u>23,700</u>
25	子ども・子育て審議会委員		日額 <u>7,500</u>
26	社会福祉施設等嘱託医		月額 <u>78,700</u> 以内
27	社会福祉審議会委員		日額 <u>23,700</u> 以内
28	民生委員推薦会委員		日額 <u>7,500</u>
29	都市計画審議会委員		日額 <u>7,900</u>
30	景観審議会委員		日額 <u>7,500</u>
31	土地地区画整理審議会委員		日額 <u>7,500</u>
32	土地地区画整理評価員		日額 <u>7,500</u>
33	住居表示審議会委員		日額 <u>7,500</u>
34	建築審査会	会長	日額 <u>16,900</u>
		委員	日額 <u>14,900</u>
35	開発審査会	会長	日額 <u>16,900</u>
		委員	日額 <u>14,900</u>
36	空家等対策協議会委員		日額 <u>7,500</u>
37	水道料金等審議会委員		日額 <u>7,500</u>
38	上下水道事業審議会委員		日額 <u>7,500</u>

39	市民病院地域医療支援委員会委員	日額 <u>7,500</u>
40	学校運営協議会委員	年額 <u>12,600</u>
41	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 <u>13,100</u>
42	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額 <u>15,100</u>
43	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 <u>15,100</u>
44	生涯学習推進会議委員	日額 <u>7,500</u>
45	社会教育委員	年額 <u>36,100</u>
46	公民館運営審議会委員	日額 <u>7,500</u>
47	スポーツ推進委員	年額 <u>37,100</u>
48	文化財保護審議会委員	年額 <u>33,900</u>
49	博物館運営協議会委員	日額 <u>7,500</u>
50	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 <u>7,500</u>
51	図書館協議会委員	日額 <u>7,500</u>
52	選挙長及び開票管理者	日額 <u>12,700</u> 以内
53	投票管理者	日額 <u>14,900</u> 以内
54	投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>11,600</u> 以内
略		

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

特別職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職員の給料月額を引き上げるため、本案を提出する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第3条 特別職員の給料は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1,082,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>889,000円</u> (3) 教育長 月額 <u>783,000円</u> (4) 水道事業等管理者 月額 <u>721,000円</u> (5) 病院事業管理者 月額 <u>832,000円</u> (6) 常勤の監査委員 月額 <u>599,000円</u>	第3条 略 (1) 市長 月額 <u>1,096,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>901,000円</u> (3) 教育長 月額 <u>791,000円</u> (4) 水道事業等管理者 月額 <u>728,000円</u> (5) 病院事業管理者 月額 <u>843,000円</u> (6) 常勤の監査委員 月額 <u>608,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようにするため、本案を提出する。

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年一宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当 _____をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条の6から第15条の8までの規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、給与条例第15条の6第4項中「<u>それぞれその基準日現在</u>(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「<u>それぞれその基準日</u>(退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条の6から第15条の8までの規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、給与条例第15条の6第4項中「<u>それぞれの</u> _____<u>基準日現在</u>(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「<u>それぞれの</u> 基準日(退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の2 <u>給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それ</u></p>

<p>(雑則)</p> <p>第20条 <u>報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	<p><u>それぞれの基準日以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)</u>の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第16条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第20条 _____ <u>この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当 _____ をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>第13条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第18条 <u>給料、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>第13条 略</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第13条の2 <u>給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第16条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第18条 _____ _____ <u>この条例の施行について必要な事項は、市長が規則</u></p>

で定める。

で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国が住居等で勤務することを命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当を支給することとしたことに伴い当市においても住居等で勤務することを命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当を支給できるようにし、及び補職名のうち「主監」を廃止するため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。</p> <p>第10条の2 略</p> <p>別表第3 行政職給料表等級別基準職務表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1) 【別記1 参照】</p> <p>イ 略</p> <p>別表第4 医療職給料表等級別基準職務表(第4条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 医療職給料表(2) 【別記2 参照】</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。</p> <p>第10条の2 略</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p>第10条の3 <u>住居その他これに準ずるものとして市長が規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。)</u>の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、<u>在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>別表第3 行政職給料表等級別基準職務表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1) 【別記1 参照】</p> <p>イ 略</p> <p>別表第4 医療職給料表等級別基準職務表(第4条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 医療職給料表(2) 【別記2 参照】</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p>

【別記3 参照】

【別記3 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

等級	基準となる職務
略	
7級	1 課長の職務 2 主監の職務
略	

改正案

等級	基準となる職務
略	
7級	<u>課長の職務</u>
略	

【別記2】

現行

等級	基準となる職務
略	
7級	1 課長の職務 2 主監の職務
略	

改正案

等級	基準となる職務
略	
7級	<u>課長の職務</u>
略	

【別記3】

現行

等級	基準となる職務
略	
7級	1 課長の職務 2 主監の職務
略	

改正案

等級	基準となる職務
略	
7級	課長の職務
略	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

コンビニ端末を利用した自動交付サービスに係る住民票の写し等に関する交付手数料及び納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料を減額する特例期間を延長し、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)の施行に伴い建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係における制限の適用除外に係る認定申請手数料等を新設し、愛知県建築基準条例(昭和39年愛知県条例第49号)の一部改正に伴い地下道の幅に関する制限の特例認定申請手数料等を廃止し、並びに地下街の適用除外に係る認定申請手数料を新設し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)の一部改正に伴い条文の整理を行い、並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に伴い特定屋外タンク貯蔵所に係る設置の許可申請手数料の一部についてその額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(62)の5 略</p> <p><u>(62)の6 愛知県事務処理特例条例の規定による愛知県建築基準条例(昭和39年愛知県条例第49号)の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料 1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ 地下道の幅に関する制限の特例認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>コ 地下道の天井の高さに関する制限の特例認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>サ 地下道の段の設置に関する制限の特例認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>シ 直通階段までの歩行距離に関する制限の特例認定申請手数料 27,000円</u></p> <p><u>ス 略</u></p> <p>(63)～(72)の3の2 略</p> <p>(72)の4 都市の低炭素化の促進に関する</p>	<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(62)の5 略</p> <p><u>(62)の6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく敷地と道路との関係における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円</u></p> <p><u>(62)の7 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円</u></p> <p><u>(62)の8 略</u></p> <p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ 略</u></p> <p><u>コ 地下街の構造に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円</u></p> <p>(63)～(72)の3の2 略</p> <p>(72)の4 略</p>

法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(以下この号において「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」という。)1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記1 参照】

(72)の5～(72)の9 略

(72)の10 建築物省エネ法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準の適合判定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能適合判定手数料」という。)1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記2 参照】

(72)の11～(77) 略

2・3 略

付 則

1～4 略

(令和4年12月21日から令和6年3月31日までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例)

5 令和4年12月21日から令和6年3月31日までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。

(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例)

6 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「200円」とあるの

【別記1 参照】

(72)の5～(72)の9 略

(72)の10 略

【別記2 参照】

(72)の11～(77) 略

2・3 略

付 則

1～4 略

(令和4年12月21日から令和7年3月31日までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例)

5 令和4年12月21日から令和7年3月31日までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。

(令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例)

6 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「200円」とあるの

は「100円」とする。 別表(第3条関係) 【別記3 参照】 備考 略	は「100円」とする。 別表(第3条関係) 【別記3 参照】 備考 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

区分		手数料の額
低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。(72)の7から(72)の10までにおいて「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号、次号及び第72号の7から第72号の9までにおいて「非住宅部分」という。)及び同項に規定する住宅部分(以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において同じ。)の住宅部分に係るもの
		略
	略	
		略
		備考 略

改正案

区分		手数料の額
低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)	共同住宅等建築物全体又は複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。(72)の7から(72)の10までにおいて「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号、次号及び第72号の7から第72号の9までにおいて「非住宅部分」という。)及び同項に規定する住宅部分(以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において同じ。)の住宅部分に係るもの	略
	略	
	略	
略		
備考 略		

【別記2】

現行

区分	手数料の額
建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令

	(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの
	略
略	
備考 略	

改正案

	区分	手数料の額
建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	略
	略	
略		
備考 略		

【別記3】

現行

手数料の種類	区分	手数料の額
略		
2	設置の許可申請手数料	略
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 118万円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1 141万円

		万キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	159万円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	195万円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	227万円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	455万円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	582万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	707万円
	略		
略			

改正案

手数料の種類	区分	手数料の額
略		
2	設置の許可申請手数料	略
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの
		145万円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの
		172万円

	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	192万円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	236万円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	274万円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	564万円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	724万円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	879万円
	略	
略		

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)の一部改正により医療型児童発達支援が廃止されることに伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第50号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件)</p> <p>第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 法人であること。<u>ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)</u>に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>(指定通所支援の事業に係る一般原則)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>(法第21条の5の3第1項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者等</u>をいう。以下同じ。)は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 法人であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(指定通所支援の事業に係る一般原則)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者</u> (法第21条の5の3第1項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者</u>をいう。以下同じ。)は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u> を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)</p>

を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努め講じなければならない。

(児童発達支援等に係る指定通所支援の事業に係る非常災害対策)

第5条 児童発達支援、医療型児童発達支援

又は放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に障害児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2・3 略

(指定通所支援に要した費用の請求等に係る記録の整備等)

- 第6条 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第7条 指定障害児通所支援事業者等は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努め講じなければならない。

(児童発達支援等に係る指定通所支援の事業に係る非常災害対策)

第5条 児童発達支援

又は放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に障害児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2・3 略

(指定通所支援に要した費用の請求等に係る記録の整備等)

- 第6条 指定障害児通所支援事業者は、指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第7条 指定障害児通所支援事業者は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市保育所条例の一部改正について

一宮市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

入所児童数及び入所希望児童数の地域的な変動に合わせ、4保育所の定員を増員し、10保育所の定員を減員するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
一宮市立野口保育園	略	220名
一宮市立押場保育園	略	150名
一宮市立真澄保育園	略	160名
一宮市立貴船保育園	略	170名
略		
一宮市立葉栗保育園	略	80名
略		
一宮市立瀬時保育園	略	160名
略		
一宮市立丹陽保育園	略	140名
略		
一宮市立浅井保育園	略	140名
略		
一宮市立北方東保育園	略	100名
略		
一宮市立大和東保育園	略	150名
略		
一宮市立萩原保育園	略	160名
略		
一宮市立西御堂保育園	略	100名
略		
一宮市立小信保育園	略	220名
略		
一宮市立神明保育園	略	180名
略		

改正案

名称	位置	定員
----	----	----

一宮市立野口保育園	略	210名
一宮市立押場保育園	略	170名
一宮市立真澄保育園	略	150名
一宮市立貴船保育園	略	160名
略		
一宮市立葉栗保育園	略	70名
略		
一宮市立瀬時保育園	略	170名
略		
一宮市立丹陽保育園	略	130名
略		
一宮市立浅井保育園	略	150名
略		
一宮市立北方東保育園	略	90名
略		
一宮市立大和東保育園	略	160名
略		
一宮市立萩原保育園	略	150名
略		
一宮市立西御堂保育園	略	90名
略		
一宮市立小信保育園	略	210名
略		
一宮市立神明保育園	略	170名
略		

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正により施設の重要事項の書面掲示等に係る国の基準が変更されることに伴い、本市においてもこれらに準じて基準を変更するため、本案を提出する。

<p>該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u> <u>その他これらに準ずる方法により一定</u> <u>の事項を確実に記録しておくことが</u> <u>できる物をもって調製するファイルに記</u> <u>載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る</u> <u>記録媒体をいう。)</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに記 載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、母子生活支援施設について、自立支援計画を作成する際に必要な措置を加え、及び連携すべき関係機関の一部を変更するため、本案を提出する。

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について_____</p> <p>_____、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>_____等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>	<p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向</u>、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一宮市国民健康保険税条例の一部改正について

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国民健康保険税に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を引き上げ、並びに条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>22,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>30,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の</p>

世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 16,800円

(2) 特定世帯 8,400円

(3) 特定継続世帯 12,600円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について8,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(2) 特定世帯 1,800円

(3) 特定継続世帯 2,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について3,600円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納

世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 19,800円

(2) 特定世帯 9,900円

(3) 特定継続世帯 14,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 略

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,400円

(2) 特定世帯 2,700円

(3) 特定継続世帯 4,050円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納

税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条第1項及び第2項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につい

税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条_____の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

(1) 略

て同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,760円

(イ) 特定世帯 5,880円

(ウ) 特定継続世帯 8,820円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,520円

(イ) 特定世帯 1,260円

(ウ) 特定継続世帯 1,890円

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,000円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,860円

(イ) 特定世帯 6,930円

(ウ) 特定継続世帯 10,395円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,780円

(イ) 特定世帯 1,890円

(ウ) 特定継続世帯 2,835円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,520円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,400円

(イ) 特定世帯 4,200円

(ウ) 特定継続世帯 6,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,000円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円

(イ) 特定世帯 4,950円

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

エ 略

等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円

(イ) 特定世帯 900円

(ウ) 特定継続世帯 1,350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,360円

(イ) 特定世帯 1,680円

(ウ) 特定継続世帯 2,520円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,700円

(イ) 特定世帯 1,350円

(ウ) 特定継続世帯 2,025円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,000円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円

(イ) 特定世帯 1,980円

(ウ) 特定継続世帯 2,970円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後

<p>期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1,680円</u></p>	<p>期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,920円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 略</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>720円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,080円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>360円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>540円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>540円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>810円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,920円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,160円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>720円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,200円</u></p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>2 略</p>
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p>(1) 略</p>
<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,420円</u></p>	<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,500円</u></p>
<p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額</p>	<p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額</p>

した世帯 5,700円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,260円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,100円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,200円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日_____)の属する月(以下「出

した世帯 7,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円

(2) 略

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額_____

_____とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出

産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額

_____の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,280円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,420円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,800円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,700円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 6,080円

(イ) 多胎妊娠の場合 9,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7,600円

(イ) 多胎妊娠の場合 11,400円

- (3) 略

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額

産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 略

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後

_____の12分の1の額に、
当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 840円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,260円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,400円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,100円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,240円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,800円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,200円

(5) 略

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額_____

_____の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 960円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,440円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減

_____の被保険者均等割額)の12分の1の額に、
当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額_____

(5) 略

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額_____

<p>額した世帯</p> <p>(ア) 単胎妊娠の場合 1,600円</p> <p>(イ) 多胎妊娠の場合 2,400円</p> <p>ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯</p> <p>(ア) 単胎妊娠の場合 2,560円</p> <p>(イ) 多胎妊娠の場合 3,840円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</p> <p>(ア) 単胎妊娠の場合 3,200円</p> <p>(イ) 多胎妊娠の場合 4,800円</p> <p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

一宮市介護保険条例の一部改正について

一宮市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い第1号被保険者の介護保険料の基準所得金額等を変更し、及び介護保険事業計画の見直しに伴い介護保険料の保険料率の引上げ、所得段階の14段階から17段階への変更、低所得者の保険料率の軽減強化等を行うため、本案を提出する。

一宮市介護保険条例の一部を改正する条例

一宮市介護保険条例(平成12年一宮市条例第24号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 介護保険料(以下「保険料」という。)の保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,900円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,800円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,300円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,800円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号ア _____において同じ。)が<u>120万円未</u>満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,700円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,600円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,600円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,200円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、<u>第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号ア</u>において同じ。)が<u>130万円未</u>満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ_____に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 87,200

円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ_____に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 104,70

0円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ_____に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,60

0円

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 96,200

円

ア 合計所得金額が220万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 113,70

0円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 128,80

0円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ _____ に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 125,600円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イ _____ に該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 132,600円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イ _____ に該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 139,600円

ア 合計所得金額が1,200万円未満であ

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 144,000円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 159,100円

ア 合計所得金額が620万円 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 174,300円

ア 合計所得金額が720万円 未満であ

る者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ_____に該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 146,500円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)_____に該当する者を除く。)

る者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 181,900円

ア 合計所得金額が840万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 189,500円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 197,000円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課され

	<p><u>る保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</u>又は次号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 153,500円</p>	<p>(16) 次のいずれかに該当する者 204,600円</p>
<p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号から第3号までに該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 20,900円 (2) 前項第2号に該当する者 34,900円 (3) 前項第3号に該当する者 48,800円</p>	<p>ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 212,200円</p>
<p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合における保険料の額の算定）</p>	<p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号から第3号までに該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 20,800円 (2) 前項第2号に該当する者 34,400円 (3) 前項第3号に該当する者 49,200円</p>
<p>第7条 略</p>	<p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合における保険料の額の算定）</p>
<p>2 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ _____ に該当する</p>	<p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する</p>

に至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第9号までの各号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 略

(保険料の減免)

第10条 略

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める場合を除き、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期の末日(納期の末日の翌日をもって納期の末日とする旨の民法(明治29年法律第89号)又は他の条例の規定の適用があるときは、その適用後の納期の末日とする。以下「納期限」という。)前(災害その他の特別な事情があることにより、納期限前までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、規則で定める場合を除き、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

に至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第13号までの各号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 略

(保険料の減免)

第10条 略

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は_____、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期の末日(納期の末日の翌日をもって納期の末日とする旨の民法(明治29年法律第89号)又は他の条例の規定の適用があるときは、その適用後の納期の末日とする。以下「納期限」という。)前(災害その他の特別な事情があることにより、納期限前までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日 _____(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは_____、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の一宮市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第33号

一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部改正について

一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)等の一部改正に伴い指定居宅サービス事業者等について、虐待の防止等のための措置を講ずることを新たに義務とし、及び条文の整理を行い、並びに例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第57号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定居宅サービス等基準省令第39条第2項(指定居宅サービス等基準省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、<u>第53条の2第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、<u>第104条の3第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、<u>第139条の2第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定居宅サービスの事業に係る一般原</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定居宅サービス等基準省令第39条第2項(指定居宅サービス等基準省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、<u>第53条の3第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、<u>第104条の4第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、<u>第139条の3第2項</u>(指定居宅サービス等基準省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定居宅サービスの事業に係る一般原</p>

則)

第4条 略

2 略

(準用)

第13条 第4条及び第6条の規定は、指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、第4条第1項中「利用者」とあるのは「利用者、入所者又は入居者」と、同条第2項中「指定居宅サービスの」とあるのは「指定地域密着型サービスの」と、「居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。)」とあるのは「地域密着型サービスの事業を行う者又は居宅サービス事業を行う者」と読み替えるものとする。

2 略

(指定居宅介護支援の事業に係る基本方針)

第16条 略

2 略

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者__に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 略

則)

第4条 略

2 略

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(準用)

第13条 第4条及び第6条の規定は、指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、第4条第1項及び第3項中「利用者」とあるのは「利用者、入所者又は入居者」と、同条第2項中「指定居宅サービスの」とあるのは「指定地域密着型サービスの」と、「居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。)」とあるのは「地域密着型サービスの事業を行う者又は居宅サービス事業を行う者」と読み替えるものとする。

2 略

(指定居宅介護支援の事業に係る基本方針)

第16条 略

2 略

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第23条 略

2・3 略

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)

第24条 略

2 前条第2項及び第3項 〃の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、同条第2項 〃中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

(介護老人保健施設の基本方針)

第28条 略

2 第23条第2項及び第3項 〃の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)

第29条 略

2 第23条第2項及び第3項 〃の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項 〃中「入所者」とあるのは「入居者」と、 〃 「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(介護医療院の基本方針)

第32条 略

2 第23条第2項及び第3項 〃の規定は、介護医療院について準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護福祉施設サ

ばならない。

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第23条 略

2・3 略

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)

第24条 略

2 前条第2項から第4項までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

(介護老人保健施設の基本方針)

第28条 略

2 第23条第2項から第4項までの規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)

第29条 略

2 第23条第2項から第4項までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(介護医療院の基本方針)

第32条 略

2 第23条第2項から第4項までの規定は、介護医療院について準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護福祉施設サ

議案第34号

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第12号及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における住宅に係る開発行為及び新築等の許可に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設である倉庫(以下「認定倉庫」という。)以外の倉庫にあつては、積載重量5トン以上の大型自動車^が8台以上配置され、又は一日当たりの発着貨物が80トン以上あるものに限る。次条第2号において同じ。)で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。

(3) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物(以下「予定建築物」という。)をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合にあつては、20ヘクタール)未満であること。

(4)・(5) 略

2 指定区域 _____ は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 指定区域 _____ の境界は、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難い場合には、町界、字界等により定めるものとする。

(2)・(3) 略

3 前項第2号及び第3号の規定は、_____ 指定区域の変更及び廃止について準用する。

_____ 自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。

(3) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物(以下「予定建築物」という。)をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合にあつては、20ヘクタール)未満であること。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(4)・(5) 略

2 工場等の指定区域は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 工場等の指定区域 _____ の境界は、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難い場合には、町界、字界等により定めるものとする。

(2)・(3) 略

3 前項第2号及び第3号の規定は、工場等の指定区域の変更及び廃止について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第3条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。

- (1) 指定区域内において行うこと。
- (2) 建築物の新築等を行う土地の区域が本市に係る地域経済牽引事業の促進を図るため市長が指定する業種に属する事業の用に供する工場、研究所又は倉庫で、自己の業務の用に供するものの新築等であること。
- (3) 新築等を行う建築物の敷地の規模が、当該建築物をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(建築物の新築等が完了するまでの間に、当該建築物の敷地が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実

第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為のうち住宅建築のための開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 既存集落地として市長が指定する土地の区域(前条第1項第1号アの土地の区域を除く。以下「住宅の指定区域」という。)内において行うこと。
 - (2) 持続的な居住環境の形成を目的とする住宅建築のための開発行為として市長が定める要件に該当すること。
 - (3) 自己の居住の用に供するものを建築する目的で行うこと。
- 2 前条第2項第2号及び第3号並びに第3項の規定は、住宅の指定区域について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第4条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、前2条に規定する開発行為に係る
建築物の新築等とする。

であると見込まれる場合にあつては、20ヘクタール未満であること。

(4) 新築等を行う建築物が工場又は研究所である場合にあつては当該建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が9メートル(当該建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあつては、6メートル)以上、新築等を行う建築物が倉庫である場合にあつては当該建築物の敷地の主たる出入口からインターチェンジに至るまでの主要な道路の幅員が9メートル(当該建築物が認定倉庫以外の倉庫である場合には、高速自動車国道等の側道等(車両通行上支障がない幅員が6メートル以上であるものに限る。)に係る部分に限り、6メートル)以上であること。

(5) 建築物の新築等を行う土地の区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正について

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国営木曾三川公園の休園日の変更に伴い展望塔の休館日を変更し、及び例規の整備を行うため、本案を提出する。

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

展望塔の管理及び運営に関する条例(平成6年一宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第3条 展望塔の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月(_____8月及び12月を除く。)の第2月曜日_____。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日</p> <p>(2) 12月26日から同月30日まで</p> <p>2・3 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 毎月(1月、2月、6月及び8月_____を除く。)の第2月曜日、1月3日から同月31日までの期間、2月及び6月の月曜日並びに8月の第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日_____に当たる場合は、その翌日</p> <p>(2) 1月1日及び12月31日</p> <p>(3) 1月3日(同月2日が月曜日に当たる場合に限る。)</p> <p>2・3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市水道事業給水条例の一部改正について

一宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

水道法(昭和32年法律第177号)の一部改正により一部の事務が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一宮市水道事業給水条例(昭和35年一宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み等)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項</u> <u>の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み等)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新保健所建設工事(週休2日)の請負契約の締結について

次のとおり新保健所建設工事(週休2日)の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 新保健所建設工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市和光2丁目1番12号他
- 3 工事概要 (1) 新保健所建設工事一式
ア 構造 鉄筋コンクリート造地上4階建
イ 延べ床面積 4,162.21㎡
(2) 外構工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 1,735,800,000円
- 6 契約の相手方 中村・榊原・日愛特定建設工事共同企業体
代表者 一宮市時之島字吹上23番地2
株式会社中村工業
構成員 一宮市北園通2丁目10番地
榊原建設株式会社
構成員 一宮市浅井町東浅井字戌亥27番地
日愛工業株式会社

新保健所建設電気設備工事(週休2日)の請負契約の締結について

次のとおり新保健所建設電気設備工事(週休2日)の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 新保健所建設電気設備工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市和光2丁目1番12号他
- 3 工事概要 新保健所建設に伴う電気設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 466,023,800円
- 6 契約の相手方 大橋・村橋特定建設工事共同企業体
代表者 一宮市小信中島字下郷西20番地
大橋電機株式会社
構成員 一宮市今伊勢町馬寄字志水35番地3
株式会社村橋電機

新保健所建設空調設備工事(週休2日)の請負契約の締結について

次のとおり新保健所建設空調設備工事(週休2日)の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 新保健所建設空調設備工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市和光2丁目1番12号他
- 3 工事概要 (1) 新保健所建設に伴う空調設備工事一式
(2) 新保健所建設に伴う換気設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 363,000,000円
- 6 契約の相手方 大興・ハヤカワ特定建設工事共同企業体
代表者 一宮市木曾川町外割田字寺前82番地
大興建設株式会社
構成員 一宮市桜2丁目2番10号
ハヤカワ工業株式会社

新保健所建設衛生設備工事(週休2日)の請負契約の締結について

次のとおり新保健所建設衛生設備工事(週休2日)の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 新保健所建設衛生設備工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市和光2丁目1番12号他
- 3 工事概要 新保健所建設に伴う衛生設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 182,798,000円
- 6 契約の相手方 一宮市富士3丁目5番15号
村川設備工業株式会社

和解及び損害賠償の額の決定について

車両損傷及び負傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和5年5月20日、本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)が、一宮市道0169号線を相手方の所有する原動機付自転車(以下「車両」という。)で走行中、道路上の舗装に、陥没により幅30センチメートル、長さ15センチメートル、深さ8センチメートルの穴ができており、当該穴の部分の舗装に係るアスファルト片が道路上に残置されていたため、車両が当該アスファルト片に乗り上げた際に転倒した。これにより、車両が損傷し、相手方が負傷した。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として、406,430円を支払う。なお、当該損害賠償金額のうち154,543円は相手方に対して、残額の251,887円は相手方が加入する保険会社に対して、令和6年4月30日限り、相手方及び相手方が加入する保険会社がそれぞれ指定する口座に振り込む方法によりそれぞれ支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額


406,430円

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

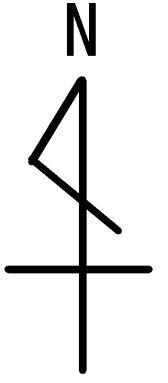
一宮市長 中野正康

凡 例	
1	路線認定整理番号
	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線認定

案内図

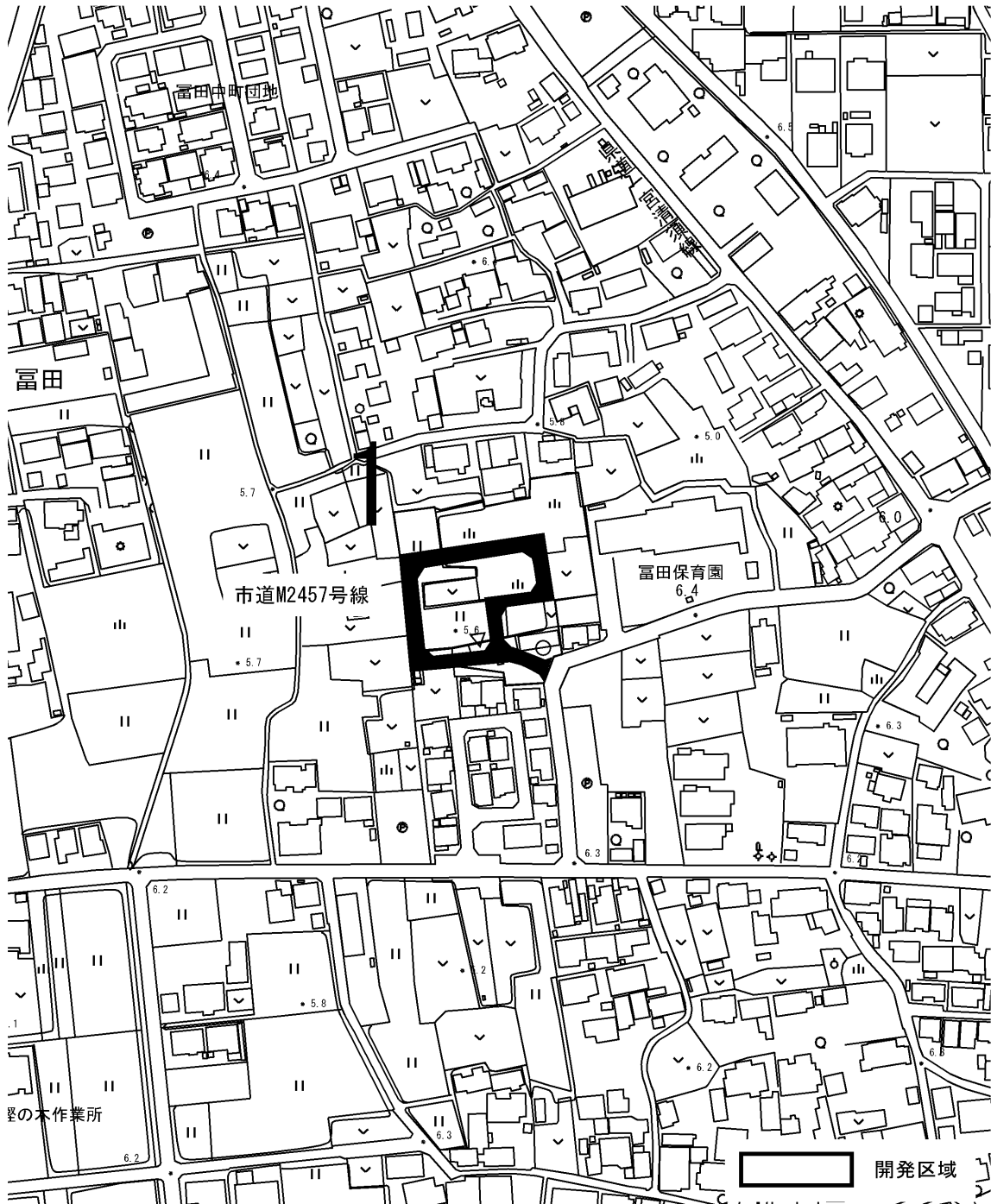
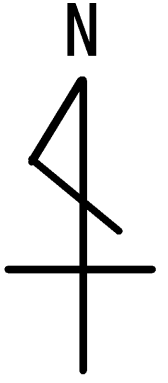
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1/2,500

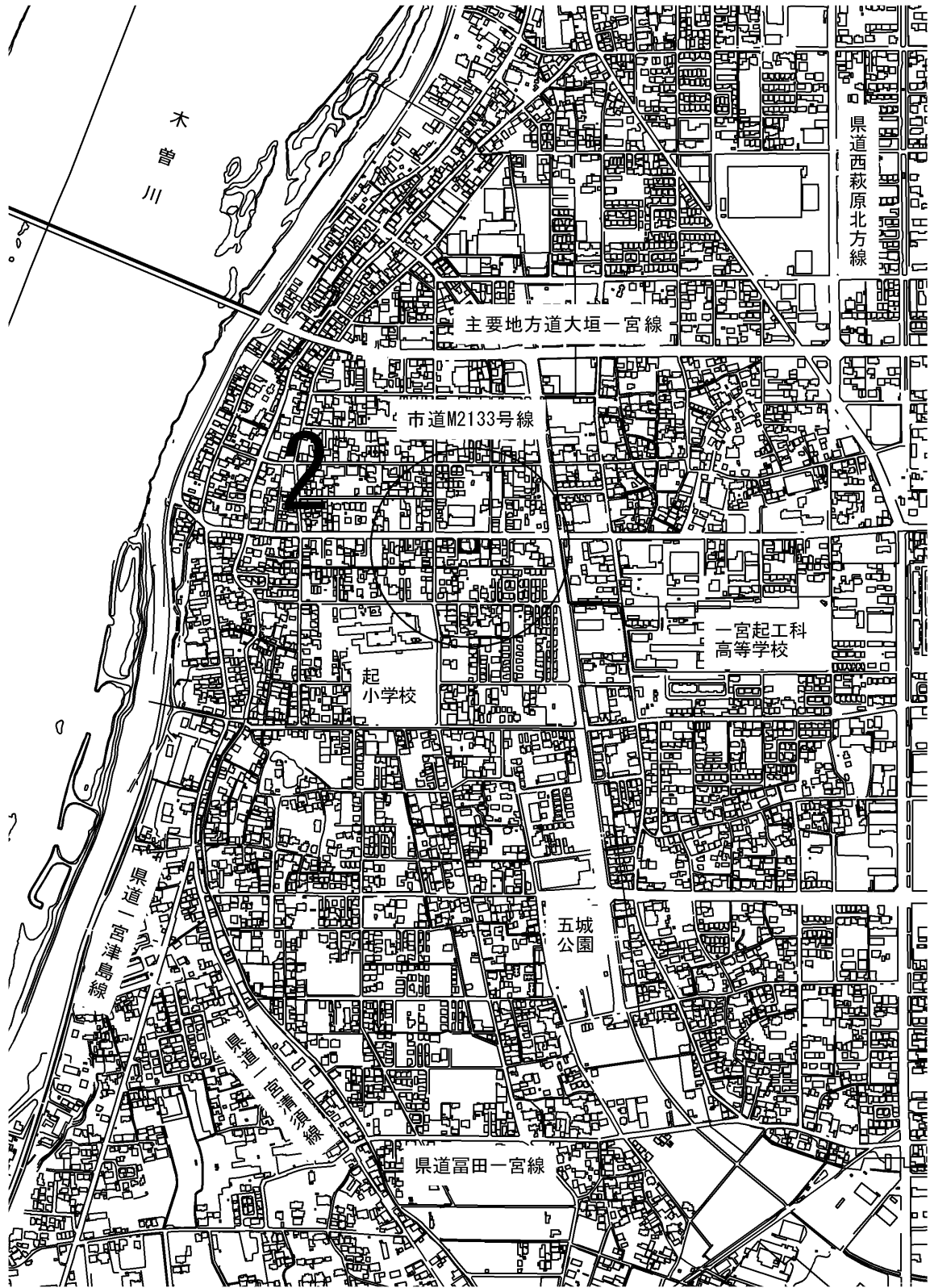
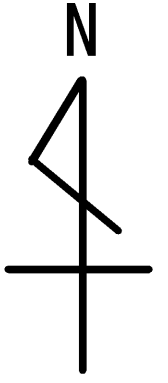


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道M2457号線	208.14	6.0	10.3(終点)

路線認定

案内図

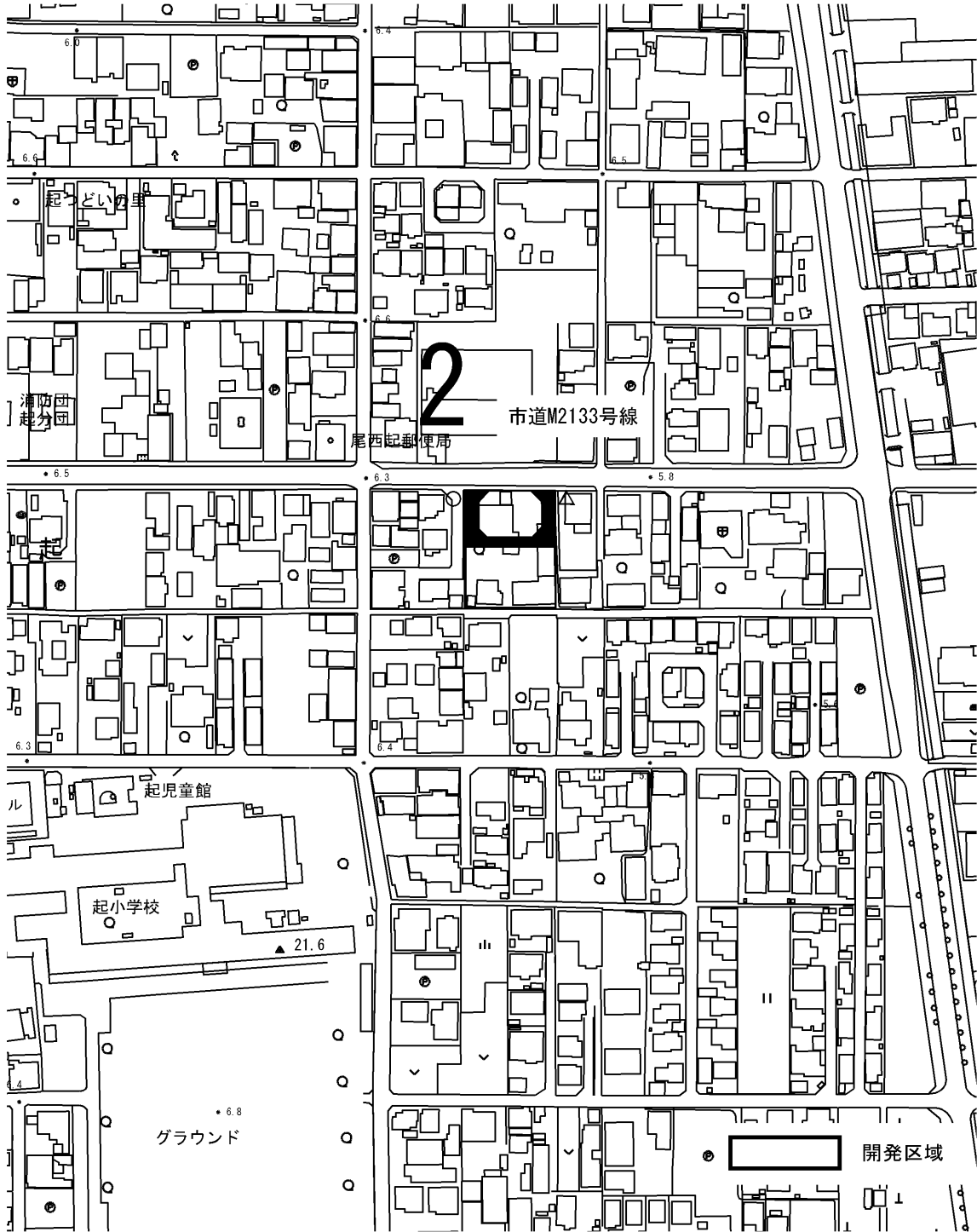
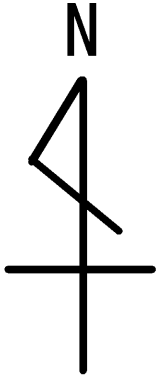
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1/2,500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道M2133号線	78.94	4.0	7.6 (起終点)

損害賠償の額の決定について

一宮市立市民病院における医療過誤に対する損害賠償請求事案に係る損害賠償の額の決定について、一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

1 本件事案の概要

相手方(当時80歳)は、令和3年4月、近隣クリニックからの紹介により前胸部痛、背部痛の症状で一宮市立市民病院の救急外来を受診し、不安定狭心症の診断で一宮市立市民病院の集中治療室に入院した。入院の翌日、一般病棟に移った際、転倒・転落アセスメントを行ったところ、危険度Ⅱ(転倒・転落を起こしやすい状態)と評価されたため、移動時はナースコールを押すように相手方をお願いするとともに、病床に離床センサーを設置し、移動時には必ず看護師が付き添うこととした。同日、睡眠導入剤を内服して入眠後、2回、トイレまで看護師が付き添って歩行したが、ふらつきがあった。入院から2日後の深夜2時30分、トイレに行きたいとナースコールがあったため、相手方に点滴棒を持ってもらい、看護師が片腕を支えた状態で歩行によりトイレに向かったが、途中で相手方に膝折れがあり、看護師が支えきれずに相手方がしりもちをつく形で看護師とともに転倒し、相手方は右大腿骨頸部骨折をした。

転倒の5日後に右人工骨頭置換術を施行し、手術の20日後にリハビリテーション病院に転院し、63日間入院治療を行ったが、歩行不能な状態が続き、相手方に後遺症が残存した。

睡眠導入剤の内服後の歩行時にふらついていることが事前に確認されており、その後のトイレへの歩行時は車椅子での移動が必要と判断すべきであったとして、一宮市に対して損害賠償を求められたため、相手方と一宮市の間で協議を重ねた結果、損害賠償の額の合意に至ったものである。

2 和解条項

- (1) 一宮市は相手方に対して、本件医療事故の損害賠償金として金4,500,000円の支払義務があることを認め、同金員を令和6年4月末日限り、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は一宮市の負担とする。
- (2) 相手方と一宮市は、前号の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と一宮市及びその被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。

3 損害賠償の額

金4,500,000円

承認第1号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和6年1月25日専決)

令和5年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和5年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ920,798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,002,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年1月25日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国	庫 支 出 金	27,079,997	920,798	28,000,795
	2 国 庫 補 助 金	8,745,519	920,798	9,666,317
	歳 入 合 計	135,081,486	920,798	136,002,284

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民	生 費	60,109,067	920,798	61,029,865
	1 社 会 福 祉 費	21,235,025	920,798	22,155,823
	歳 出 合 計	135,081,486	920,798	136,002,284

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社 会 福 祉 費	物価高騰重点支援給付金	
		(給付金・定額減税一体支援枠)支給事業	
		時間外勤務手当	189
		消耗品費	70
		通信運搬費	800
		手数料	131
		口座振込手数料	1,000
		物価高騰重点支援給付金給付事務委託料	2,006
		物価高騰重点支援給付金	
		システム構築業務委託料	16,197
		物価高騰重点支援給付金	
		(均等割のみ課税世帯分)	600,000
物価高騰重点支援給付金			
(子ども加算分)	150,000		

1 総括
(歳入)

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	27,079,997	920,798	28,000,795
歳入合計	135,081,486	920,798	136,002,284

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	千円 60,109,067	千円 920,798	千円 61,029,865
歳 出 合 計	135,081,486	920,798	136,002,284

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国県支出金	市債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円
920,798				
920,798				

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金 920,798千円
 2 項 国庫補助金 920,798千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	5,871,365	920,798	6,792,163
計	8,745,519	920,798	9,666,317

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補 助金	千円 920,798 * 5,717,240	○物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金	千円 920,798

15款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費

920,798千円

1 項 社会福祉費

920,798千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
6 臨時特別給 付金支給事 業費	千円 4,106,591	千円 920,798	千円 5,027,389	千円 920,798	千円	千円	千円
計	21,235,025	920,798	22,155,823	920,798			

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 270 * 4,119	○時間外勤務手当	千円 270
10 需用費	200 * 1,150	○消耗品費 ○印刷製本費	100 100
11 役務費	2,125 * 27,901	○通信運搬費 ○手数料 ○口座振込手数料	858 131 1,136
12 委託料	18,203 * 75,234	○物価高騰重点支援給付金給付事務委託料 ○物価高騰重点支援給付金システム構築業務委託料	2,006 16,197
18 負担金、補助 及び交付金	900,000 * 3,995,000	○物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分） ○物価高騰重点支援給付金（こども加算分）	600,000 300,000

3 款 民生費

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(981) 2,527	2,174,030	8,898,763	6,802,083	17,874,876	3,178,910	21,053,786	
補 正 前	(981) 2,527	2,174,030	8,898,763	6,801,813	17,874,606	3,178,910	21,053,516	
比 較	(0) 0	0	0	270	270	0	270	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補 正 後	233,289	565,512	2,376,192	1,639,637	217,762	562,507	179,315
	補 正 前	233,289	565,512	2,376,192	1,639,637	217,762	562,237	179,315	30,320
	比 較	0	0	0	0	0	270	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	125,944	41,259	145,612	679,570	2,404	2,760	0
	補 正 前	0	125,944	41,259	145,612	679,570	2,404	2,760	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(42) 2,527	-	8,898,763	6,440,974	15,339,737	2,918,768	18,258,505	
補 正 前	(42) 2,527	-	8,898,763	6,440,704	15,339,467	2,918,768	18,258,235	
比 較	(0) 0	-	0	270	270	0	270	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	233,289	565,512	2,015,083	1,639,637	217,762	562,507	179,315	30,320
	補 正 前	233,289	565,512	2,015,083	1,639,637	217,762	562,237	179,315	30,320
	比 較	0	0	0	0	0	270	0	0
	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	125,944	41,259	145,612	679,570	2,404	2,760	0
	補 正 前	0	125,944	41,259	145,612	679,570	2,404	2,760	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(939) 0	2,174,030	0	361,109	2,535,139	260,142	2,795,281	
補 正 前	(939) 0	2,174,030	0	361,109	2,535,139	260,142	2,795,281	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	-	0	361,109	-	-	0	0	0
	補 正 前	-	0	361,109	-	-	0	0	0
	比 較	-	0	0	-	-	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	-	0	-	-	-
	補 正 前	0	0	0	-	0	-	-	-
	比 較	0	0	0	-	0	-	-	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考		
給 料	0	1	給与改正に伴う増減分	0	給与改正の状況 給料の改正率 給与改正実施時期		
		2	昇給に伴う増加分	0			
		3	その他の増減分	0			
職 員 手 当	270	1	制度改正に伴う増減分	0			
		2	その他の増減分	ア		会計年度任用職員以外の職員 270	○時間外勤務手当 270,000円
				イ		会計年度任用職員 0	

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項及び第2項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 5.12.4	令和 5.10.6	交通事故	なし	生涯学習課

2 第2項第1号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 5.12.5	令和 5.10.13	車両損傷事故	1,793円	1,793円	維持課
令和 5.12.27	令和 5.11.19	交通事故	159,500円	159,500円	消防本部総務課

報告第2号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和6年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度 事業計画書

1 事業計画

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食予定回数と総食数

小学校 191回 4月9日から3月21日
 中学校 191回 4月9日から3月21日

	総食数
共同調理場	4,448,589食
単独校調理場	1,459,095食
計	5,907,684食

イ 学校給食用物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定した物資納入業者より、毎月行う物資選定委員会で選定した物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金の支払いを行う。

単独校調理場は単独校調理場物資選定会で選定した物資を学校毎に購入し、この代金の支払い業務は本給食会が行う。

主食（米飯・パン・麺）及び、牛乳代金についても本会で支払う。

年間物資購入予定額

(単位：千円)

	副食材料	主食	牛乳	計
共同調理場	721,087	255,884	253,837	1,230,808
単独校調理場	260,202	76,571	83,256	420,029
計	981,289	332,455	337,093	1,650,837

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費

(単位：円)

	小学校	中学校
共同調理場	285	325
単独校調理場	285	325

年間徴収予定額

(単位：千円)

	共同調理場	単独校調理場	計
金額	1,230,808	420,029	1,650,837

対象予定食数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
南部共同調理場	18	8,063	8	4,432	26	12,495
北部共同調理場	14	7,762	7	3,888	21	11,650
共同調理場計	32	15,825	15	8,320	47	24,145
単独校調理場	10	5,122	4	2,607	14	7,729
合計	42	20,947	19	10,927	61	31,874

(3) 学校給食についての調査研究・普及充実に係る事業

- ア 物資納入業者等の施設、衛生状況調査
- イ 各種研究、協議会への参加
- ウ 小、中学校PTA等給食試食会の共催
- エ 食育推進事業の共催

※本計画書については、日額給食費を除き税抜表示となっている。

令和6年度 収 支 予 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	2,000	2,000	3,000	△ 1,000	
基本財産収入	0	2,000	2,000	3,000	△ 1,000	
事業収益	1,650,837,000	0	1,650,837,000	1,794,320,000	△ 143,483,000	
給食費収入	1,650,837,000	0	1,650,837,000	1,794,320,000	△ 143,483,000	
給食費収入(共同調理場)	1,230,808,000	0	1,230,808,000	1,357,989,000	△ 127,181,000	
給食費収入(単独校調理場)	420,029,000	0	420,029,000	436,331,000	△ 16,302,000	
受取市補助金等	20,182,000	1,713,000	21,895,000	21,362,000	533,000	
市補助金	20,181,000	1,713,000	21,894,000	21,361,000	533,000	
市補填金	1,000	0	1,000	1,000	0	
雑収益	237,000	0	237,000	243,000	△ 6,000	
雑入	237,000	0	237,000	243,000	△ 6,000	
経常収益計	1,671,256,000	1,715,000	1,672,971,000	1,815,928,000	△ 142,957,000	
(2) 経常費用						
事務費	20,181,000	0	20,181,000	19,834,000	347,000	
給料	6,639,000	0	6,639,000	6,290,000	349,000	
諸手当	3,941,000	0	3,941,000	3,575,000	366,000	
共済費	3,281,000	0	3,281,000	2,308,000	973,000	
賃金	4,662,000	0	4,662,000	6,105,000	△ 1,443,000	
報償費	340,000	0	340,000	140,000	200,000	
旅費	93,000	0	93,000	106,000	△ 13,000	
需用費	596,000	0	596,000	561,000	35,000	
役務費	613,000	0	613,000	738,000	△ 125,000	
備品購入費	1,000	0	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	14,000	0	14,000	9,000	5,000	
公課費	1,000	0	1,000	1,000	0	
事業費	1,650,837,000	0	1,650,837,000	1,794,320,000	△ 143,483,000	
原材料費(共同調理場)	1,230,808,000	0	1,230,808,000	1,357,989,000	△ 127,181,000	
原材料費(単独校調理場)	420,029,000	0	420,029,000	436,331,000	△ 16,302,000	
徴収不能額	237,000	0	237,000	243,000	△ 6,000	
雑費	1,000	0	1,000	1,000	0	
減価償却費	0	112,000	112,000	267,000	△ 155,000	
管理費	0	1,715,000	1,715,000	1,530,000	185,000	
給料	0	738,000	738,000	699,000	39,000	
諸手当	0	441,000	441,000	399,000	42,000	
共済費	0	367,000	367,000	258,000	109,000	
旅費	0	12,000	12,000	19,000	△ 7,000	
需用費	0	17,000	17,000	17,000	0	
役務費	0	105,000	105,000	104,000	1,000	
備品購入費	0	1,000	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	0	3,000	3,000	2,000	1,000	
公課費	0	31,000	31,000	31,000	0	
経常費用計	1,671,256,000	1,827,000	1,673,083,000	1,816,195,000	△ 143,112,000	
評価損益等調整前当期計上増減額	0	△ 112,000	△ 112,000	△ 267,000	155,000	
当期経常増減額	0	△ 112,000	△ 112,000	△ 267,000	155,000	

2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	0	0	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 112,000	△ 112,000	△ 267,000	155,000	
一般正味財産期首残高	0	142,000	142,000	409,000	△ 267,000	
一般正味財産期末残高	0	30,000	30,000	142,000	△ 112,000	
Ⅱ 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
指定正味財産期末残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	0	10,030,000	10,030,000	10,142,000	△ 112,000	

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込み

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度予算額	増 減	備 考
【投資活動収支の部】						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	
【財務活動収支の部】						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	

2. 給食費収入の増加に連動する費用(原材料費)に限り予算を超えて執行することができる。

※令和5年度より会計処理を税抜方式に変更することに伴い、前年度当初予算額については税込表示、令和6年度当初予算については税抜表示となっている。

報告第3号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和6年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度一宮市土地開発公社事業計画

1 用地取得

一宮市との協議に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律及び土地収用法等による買取り用地（以下「公払法及び収用法等による買取り用地」という。）の取得を予定しています。

事業の区分		取得面積（㎡）	処分予定年度	処分の相手
1. 公有地取得事業	1. 公払法及び収用法等による買取り用地	2,000.00	—	一宮市
	合 計	2,000.00		

2 用地処分

一宮市との協議に基づき、都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地を始め2事業にかかる用地の処分を予定しています。

事業の区分		処分面積（㎡）	処分の相手	処分の方法
1. 公有地取得事業	1. 都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地	356.22	一宮市	覚書等に基づく
	2. 公払法及び収用法等による買取り用地	1,000.00		
	合 計	1,356.22		

令和6年度一宮市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和6年度一宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用地取得面積 2,000.00 m²
 (2) 用地処分面積 1,356.22 m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入		
第1款 事業収益		161,226 千円
第1項 公有地取得事業収益		154,461 千円
第2項 附帯等事業収益		6,765 千円
第3項 補助金等収益		0 千円
第2款 事業外収益		20 千円
第1項 受取利息		2 千円
第2項 雑収益		18 千円

支 出		
第1款 事業原価		156,827 千円
第1項 公有地取得事業原価		153,896 千円
第2項 附帯等事業原価		2,931 千円
第2款 販売費及び一般管理費		3,046 千円
第1項 販売費及び一般管理費		3,046 千円
第3款 事業外費用		17 千円
第1項 支払利息		16 千円
第2項 雑損失		1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額154,176千円は、当年度分損益勘定留保資金153,896千円及び準備金280千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		258,582 千円
第1項 短期借入金		258,582 千円

支 出		
第1款 資本的支出		412,758 千円
第1項 公有地取得事業費		258,582 千円
第2項 固定資産取得費		280 千円
第3項 短期借入金償還金		153,896 千円

(短期借入金)

第5条 短期借入金の限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は「第1表 短期借入金」による。

2 短期借入金の限度額のうち本事業年度において借入れを行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入れることができる。

第1表 短期借入金

借入の目的	限 度 額	借入の方法	利 率	償 還 の 方 法
公有地取得事業	258,582 千円	証書借入等	年 1.00 % 以内	公有地取得事業収益等をもって償還する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費は、これを相互に流用することができる。

令和6年度一宮市土地開発公社予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業収益			
161, 226	1. 公有地取得事業収益		
	154, 461	1. 公有用地売却収益	○都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地 ○公拵法及び収用法等による買取り用地
		154, 461	
		2. 代替地売却収益	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業収益		
	6, 765	1. 保有土地賃貸等収益	○保有土地一時使用料
		4, 634	
		2. 附帯事業収益	○公共事業等代替地管理事業負担金
		2, 131	
	3. 補助金等収益		
	0	1. 補助金等収益	○公共事業等代替地売却に伴う損失補てん等
		0	
2. 事業外収益			
20	1. 受取利息		
		2 1. 受取利息	○預金利息
		2	
	2. 雑収益		
	18	1. その他の雑収益	○電柱敷地一時使用料
		18	
収益的収入合計		161, 246	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業原価			
156,827	1. 公有地取得事業原価		
	153,896	1. 公有用地売却原価	○都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地 ○公拓法及び収用法等による買取り用地
		153,896	
		2. 代替地売却原価	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業原価		
	2,931	1. 保有土地賃貸等原価	○駐車場管理費等
		800	
		2. 附帯事業原価	○公共事業等代替地管理費
		2,131	
2. 販売費及び一般管理費			
3,046	1. 販売費及び一般管理費		
	3,046	1. 人件費	○報酬 233 ○給料 1,294 ○手当等 433 ○法定福利費 290 ○福利厚生費 14
		2,264	
		2. 経費	○旅費 30 ○需用費 370 ○役務費 260 ○使用料及び賃借料 10 ○負担金補助及び交付金 40 ○補償費 1 ○公租公課 61 ○雑費 10
		782	
3. 事業外費用			
17	1. 支払利息		
	16	1. 支払利息	○一時借入金利息
		16	
	2. 雑損失		
	1	1. 雑損失	
		1	
収 益 的 支 出 合 計		159,890	

資本的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的収入			
258, 582	1. 短期借入金		
	258, 582	1. 短期借入金	○公有地取得事業資金借入金
		258, 582	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的支出			
412, 758	1. 公有地取得事業費		
	258, 582	1. 公有地取得事業費	○用地費 200, 000
		258, 582	○補償費 50, 000
			○測量試験費 1, 000
			○諸経費 1, 000
			○支払利息等 6, 582
	2. 固定資産取得費		
	280	1. 工具・器具及び備品 購入費	○パソコン購入費
		280	
	3. 短期借入金償還金		
	153, 896	1. 短期借入金償還金	○公有地取得事業資金借入金償還金
		153, 896	

令和6年度一宮市土地開發公社資金計畫

(單位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受入資金	124,917	512,329	387,412
公有地取得事業収益	0	154,461	154,461
附帯等事業収益	6,790	6,765	△ 25
補助金等収益	0	0	0
受取利息	6	2	△ 4
雑収益	18	18	0
短期借入金	26,744	258,582	231,838
事業未収金	0	0	0
前払費用	0	0	0
前年度繰越金	91,359	92,501	1,142
支払資金	32,416	418,752	386,336
公有地取得事業費	26,744	258,582	231,838
固定資産取得費	0	280	280
未払金	0	0	0
短期借入金償還金	0	153,896	153,896
附帯等事業原価	2,295	2,931	636
販売費及び一般管理費	2,692	3,046	354
支払利息	0	16	16
雑損失	0	1	1
預り金等支出	685	0	△ 685
差 引	92,501	93,577	1,076

令和6年度一宮市土地開発公社予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	154,461	
	(2) 附帯等事業収益	6,765	
	(3) 補助金等収益	0	161,226
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	153,896	
	(2) 附帯等事業原価	2,931	156,827
	事業総利益		4,399
3	販売費及び一般管理費		
	(1) 販売費及び一般管理費		3,046
	事業利益		1,353
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	2	
	(2) 雑収益	18	20
5	事業外費用		
	(1) 支払利息	16	
	(2) 雑損失	1	17
	経常利益		1,356
	当期純利益		1,356

令和6年度一宮市土地開発公社予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資産の部		
1	流動資産	
	(1)現金及び預金	93,577
	(2)公有用地	745,350
	(3)代替地	526,146
	流動資産合計	1,365,073
2	固定資産	
	(1)有形固定資産	
	ア 車両その他の運搬具	1,390
	減価償却累計額	0
	イ 工具・器具及び備品	280
	(2)投資その他の資産	
	ア 長期性預金	10,000
	固定資産合計	10,280
	資産合計	1,375,353
負債の部		
1	流動負債	
	(1)短期借入金	508,861
	流動負債合計	508,861
2	固定負債	
	(1)長期借入金	762,635
	固定負債合計	762,635
	負債合計	1,271,496
資本の部		
1	資本金	
	(1)基本財産	10,000
	資本金合計	10,000
2	準備金	
	(1)前期繰越準備金	92,501
	(2)当期純利益	1,356
	準備金合計	93,857
	資本合計	103,857
	負債・資本合計	1,375,353

令和6年度一宮市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業活動によるキャッシュ・フロー		
	公有地取得事業収入	154,461	
	その他事業収入	6,783	
	補助金等収入	0	
	公有地取得事業支出	△ 258,582	
	その他事業支出	△ 2,931	
	人件費支出	△ 2,264	
	その他の業務支出	△ 783	
	小計		△ 103,316
	利息の受取額		2
	利息の支払額		△ 16
	事業活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 103,330
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産の取得による支出	△ 280	
	投資活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 280
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	短期借入による収入	258,582	
	短期借入金の返済による支出	△ 153,896	
	財務活動によるキャッシュ・フロー合計		104,686
4	現金及び現金同等物増減額 (△は減少)		1,076
5	現金及び現金同等物期首残高		92,501
6	現金及び現金同等物期末残高		93,577

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、今期末の有形固定資産の予定額は280,001円です。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

1 短期借入金（今期末予定額508,861千円）による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

報告第4号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和6年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年2月27日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画

1. 基本方針

我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により停滞を余儀なくされ、個人消費他は大きく落ち込みました。その感染症も、令和5年5月に「5類感染症」に移行されるなど徐々に影響が弱まり、個人消費は「コロナ禍前」の水準に戻りつつあります。

しかし、この回復基調も、不安定な国外情勢に起因するエネルギー価格や原材料価格の高騰、物価上昇に水を差されてペースダウンしており、消費回復も当面はゆるやかなものにとどまると予想されます。

消費の落ち込みへの懸念は弱まりましたが、卸売業者には、取引の多様化による取扱量減や人手不足といったコロナ禍前からの課題が残されており、それを克服するため、商品の質向上など価格以外の面で優位性を持つことが求められます。

一宮地方総合卸売市場株式会社(以下、卸売市場(株)と表記。)は、卸売業者の置かれた立場を理解し、課題解決への取組みを支援していかなければなりません。さらに、財源確保や適正な施設運営、老朽化対応といった卸売市場(株)としての課題にも取り組み、生産者や消費者のニーズに応えられる市場を目指します。

2. 主な取組み

(1)卸売市場運営に係る取組み(卸売業者支援等)

ア 信頼確保に向けた取組み

食品偽装表示他の不正は、消費者の信頼を著しく損なうなど深刻な事態をもたらします。そのような事態を招かないよう、取扱者一人一人にコンプライアンスの遵守が、そして組織には厳格な規制と相互監視の仕組みづくりが求められます。当市場においても、消費者等への信頼確保のため以下の取組みを進めます。

- ① 卸売市場で流通する生鮮食品の安全・安心確保に努めるため、生産者や生産地を明確にして情報提供に努めます。
- ② 食の安全・安心の根幹をなすポジティブリスト(残留農薬の基準)他の制度遵守の徹底を図ります。

イ 事業活性化への取組み

市場は地場農産物や水産物他をこの地域の消費者に安定的に提供するために必要な拠点施設です。その役割を発揮するために、市場関係者は消費者ニーズを把握して事業拡大、活性化を図ることが大切になります。

その成果として場内取引量が向上するよう目標を定めて達成を目指します。その中で卸売市場(株)は次の事業を実施します。

- ① 平成8年度から実施している「日曜新鮮市」について、内容の充実を図るなどにより来場者増を図ります。
- ② 季刊誌「ぐりーんりんぐ」を継続実施し、内容充実を図ることで野菜や魚の消費拡大を図ります。

(2) 卸売市場(株)としての取組み

ア 体制強化に向けた取組み

輸入食料の増加や量販店の産地直送、さらにはインターネット取引など流通の多様化が進み、全国的に卸売市場の取扱量は減少傾向が続いています。

2020年6月には改正市場法が施行され、中央と地方、卸と仲卸間の垣根が取り払われました。

これを契機に他市場では統合や民営化などが進められており、こうした動向を注視しながら、将来の運営方法他を幅広く研究します。

イ 施設の適正管理

市場の関係施設は開設から40年以上経過しており、建物や設備等の老朽化が進んでいます。これら施設の延命化を図る一方で、施設入居者がストレスなく利用できるよう、施設や電気、給排水設備他の点検を定期的を実施します。

ウ インフラ整備(施設改修)実施

上記イ記載のとおり、施設や設備の老朽化が進んでいますので、計画的に更新していくことが大切です。令和6年度は受電変電設備を更新します。

エ 自主財源の確保

現在、店舗棟には複数の未入居の店舗がありますので、入居者を確保して自主財源の確保を図ることが必要です。それら店舗には改修等が必要なものがありますので、計画的に実施して、空き店舗解消を目指します。また、卸売市場棟でも2つの事務所が未使用となっていますので、その活用を検討します。

3. 令和6年度取扱高の目標

(単位:トン・百万円)

取扱高		数量	金額
品目			
青果物	野菜	9,054	2,835
	果実	1,008	354
	その他	13	64
小計		10,075	3,253
水産物		5	5
合計		10,080	3,258

*参考

(単位:トン・百万円)

取扱高		R3年度実績		R4年度実績		R5年度実績 (1~3月は過去3年平均値で試算)	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
品目		数量	金額	数量	金額	数量	金額
青果物	野菜	8,647	2,593	8,783	2,748	8,623	2,700
	果実	1,048	375	1,092	385	960	337
	その他	13	50	11	104	12	61
小計		9,708	3,018	9,886	3,237	9,595	3,098
水産物		8	9	4	5	5	5
合計		9,716	3,027	9,890	3,242	9,600	3,103

4. 長期借入金の償還

令和6年度元金償還計画

借入先	償還金(円)	返済財源
一宮市	5,000,000	自己資金
愛知西農協①	9,996,000	自己資金
愛知西農協②	6,000,000	自己資金
計	20,996,000	

* 令和5年度末長期借入金残高

一宮市	430,550,000円
愛知西農協①	15,867,000円
愛知西農協②	12,000,000円

5. 預り保証金

令和6年度

(単位:円)

期首残高	期中返済額	新規見込額	期末残高
25,265,559	0	707,080	25,972,639

*新規テナント1コマ

令和5年度

(単位:円)

期首残高	期中返済額	期中預り額	期末残高
24,558,567	359,040	1,066,032	25,265,559

令和6年度収支計画(案)

単位:円

科 目	金 額		
営業収益			
売上高使用料	8,900,000		
施設使用料	79,000,000		
市 場 使 用 料		87,900,000	
賃 貸 収 入		6,000,000	
市 場 共 益		3,000,000	
雑 収		1,350,000	
受 取 利		10,000	
			98,260,000
営業費用			
一般管理費			
役員報酬		2,300,000	
給料		13,700,000	
退職給付費		0	
厚生費		1,300,000	
旅交会費		2,700,000	
広水消修保借減負租車火通り清雑支		170,000	
告道耗		30,000	
議宣光		10,000	
管地償担		150,000	
守 繕 理		3,500,000	
価 管 地 償 担		500,000	
税 輛 公		22,000,000	
災 保 險		6,000,000	
一 衛 生		5,600,000	
掃 衛 生		10,000,000	
払 利		2,000,000	
		5,200,000	
		150,000	
		2,800,000	
		130,000	
		1,250,000	
		4,500,000	
		2,500,000	
		800,000	
			87,290,000
税引前当期純利益等益			10,970,000
法人税			4,936,500
当期純利益			6,033,500